

令和5年第2回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月24日(金)午後2時～
2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室
3. 出席委員

2番 谷 富廣	12番 都築 吉弘
3番 大久保 孝雄	13番 田中 耕治
4番 原田 政憲	14番 藤原 和夫
6番 蔭山 勝利	15番 長浦 勝幸
7番 河野 弘彦	16番 安達 英雄
8番 尾方 隆子	17番 藤岡 由信
9番 河野 耕八郎	18番 松家 安信
	19番 村上 一好

4. 欠席委員

1番 藤本 尚人	10番 小田 一夫
5番 藤原 昌樹	11番 櫻間 芳幸

5. 事務局

局長 中津 圭二	
事務主任 大久保 政博	
事務主任 小島 靖彦	

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請(審議保留分)について
- 第3 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第5 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6 議案第8号 非農地証明願について
- 第7 議案第9号 令和4年度第11期農用地利用集積計画について(諮問)
- 第8 議案第10号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書発行願について
- 第9 報告事項 農地改良届について
- 第10 その他について

7. 会議の概要

	開会 午後2時00分
事務局長	<p>それでは、ただ今より、令和5年第2回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、1番・藤本委員さん、5番・藤原委員さん、10番・小田委員さん、11番・櫻間委員さんの4名です。只今の出席委員は、15名であり、定足数に達しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、はじめに、長浦会長から、ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
会長	<p>委員の皆さま、こんにちは。</p> <p>各委員さんにおかれましては、公私ともに大変お忙しいところ、令和5年第2回農業委員会総会に、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、先日、徳島市で開催されました農業会議主催の研修会への参加や日頃の農地の見回り活動などの様々な委員会活動に、ご協力を頂いておりますこと、改めまして感謝を申し上げます。</p> <p>さて、今年も早いもので、2月下旬となり、梅の花も咲き始め、少しずつではありますが、春の気配を感じられるようになってまいりました。</p> <p>しかしながら、まだまだ、寒の戻りによる寒さの厳しい日もございますので、皆様方におかれましては、体調等には、十分に気を配られまして、ご無理をなさらないよう、お気を付け頂ければと思います。</p> <p>それでは、議事につきましては、日程どおり進めたいと思いますが、今回、ご審議頂く案件が多くございますので、スムーズな議事運営に、ご協力を願います。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が、総会の議長として議事を整理していただきますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座での進行とさせていただきます。日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、いつもの例により、議長の指名でよろしいでしょうか。</p>
一同	(異議なしの声)
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、6番・蔭山委員、7番・河野委員のお二人をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願います。</p>
議長	<p>次に、日程第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請（審議保留分）について、事務局に説明を求めます。</p>
	(事務局長 挙手)

議長	事務局長どうぞ。
事務局長	こちらは、先月の第1回総会で審議保留となった案件です。 申請地は、美馬町字宮前■■■■■■■■■■、美馬町字中須■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■の農地で、詳細は、議案書に記載のとおりです。譲渡人は、■■■■■■■■■■。譲 受人は、■■■■■■■■■■であります。・・・・・・・・
議長	これから、討議に移らせていただきたいと思います。 何か、ご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。3番・大久保委員さ ん。
3番 大久保 孝 雄委員	3番・大久保です。・・・・・・・・
事務局長	・・・・・・・・
議長	・・・・・・・・ 7番・河野委員さん。
7番 河野 弘彦 委員	7番・河野です。・・・・・・・・
議長	・・・・・・・・ 7番・河野委員さん。
7番 河野 弘彦 委員	再度、質問します ・・・・・・・・
3番 大久保 孝 雄委員	・・・・・・・・
事務局長	今回・・・・・・・・
6番 蔭山 勝利	6番・蔭山です。 ・・・・・・・・

委員	
事務局長	・・・・・・・・
6 番 蔭山 勝利 委員	・・・・・・・・
事務局長	・・・・・・・・
6 番 蔭山 勝利 委員	ありがとうございます。 ・・・・・・・・
事務局長	・・・・・・・・
6 番 蔭山 勝利 委員	・・・・・・・・
事務局長	・・・・・・・・
6 番 蔭山 勝利 委員	わかりました。ありがとうございます。
議長	<p>それでは、農地法第 3 条許可申請（審議保留分）番号 1 についての採決を行います。当該案件は、委員の皆様のご意見が分かれるところですので、採決の方法は、挙手による方法といたします。</p> <p>なお、美馬市農業委員会会議規則第 1 4 条において、「可否同数の場合は、議長の決するところによる。」となっております。</p> <p>それでは、挙手による採決を行います。</p> <p>「許可」とする方は、挙手願います。 11 人</p> <p>「不許可」とする方は、挙手願います。 3 人</p> <p>採決の結果、「許可」が、11 人で、過半数を占めますので、農地法第 3 条許可申請（審議保留分）「番号 1」については、「許可」とすることに決定します。</p>
議長	次に、日程第 3 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長どうぞ。

<p>事務局長</p>	<p>議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。今回、第3条申請は、2案件でございますが、これらの申請については、法定の添付書類は整っております。2ページをお願いします。</p> <p>番号1です。</p> <p>申請地は、美馬町字鵜飼口■■■■、地目は、田。面積は、1,366㎡であります。譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。</p> <p>耕作面積は、3,827㎡。通作距離は、30mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、旧郡里小学校の■■■■に位置する農地であります。</p> <p>次に、番号2です。</p> <p>申請地は、脇町字井口■■■■、井口■■■■、地目は、それぞれ、畑。詳細は、議案書に記載のとおりです。面積は、合わせて、789㎡であります。譲渡人は、■■■■。譲受人は、■■■■であります。</p> <p>耕作面積は、12,130㎡。通作距離は、1kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、果樹の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、井口集会所の北、■■■■に位置する農地であります。</p> <p>以上、これらの2案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1は、13番・田中委員さんお願いします。</p>
<p>13番 田中 耕治 委員</p>	<p>13番・田中です。2月13日に現地を確認しました。事務局の説明通りで問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号2は、19番・村上委員さんお願いします。</p>
<p>19番 村上 一好 委員</p>	<p>19番・村上です。21日に確認にいきました。申請地は■■■■で、きれいに草を刈っております。トラクターなど入りにくいところではございますが、審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ご報告、ありがとうございました。</p>

	これから、討議に移らせていただきたいと思います。何か、ご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
	(何もなし)
議長	ないようです。 お諮りいたします。番号1と番号2の2件の許可申請案件について、「許可する」ことに、ご異議、ございませんか。
一同	(異議なしの声)
議長	異議が、無いようです。よって、議案第5号 農地法第3条の規定による番号1と番号2の2件の許可申請案件については、「許可する」といたします。
議長	次に、日程第4 議案第6号 農地法第4条の規定における許可申請について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長どうぞ。
事務局長	議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について、1案件の説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いします。この4条申請については、法定の添付書類は整っております。 番号1です。 転用場所は、穴吹町穴吹字■■■■■■。地目は、田。面積は、565㎡内、282㎡を部分転用するものです。■■■■■■であります。 貸駐車場の設置に伴う転用申請です。申請理由としまして、申請地に隣接する宅地において、隣人が■■■■■■を営んでいますが、経営が順調であり駐車場の不足している状況にあります。このことから■■■■■■に隣接する申請地を■■■■■■の駐車場として、申請人が整備し、■■■■■■に賃貸借を行うものです。造成計画としましては、表土を10cm程度すきとり、碎石により埋戻し整地します。周辺農地等への影響はないものと思われま。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、穴吹スポーツセンターの■■■■■■に位置する農振農用地指定外の白地であります。農地区分は、第2種農地と判断をされます。
議長	それでは、現地確認報告を求めます。 16番・安達委員さんお願いします。
16番 安達 英雄 委員	16番・安達です。2月18日に現地を確認して参りました。申請地を存じておりましたが、周辺は農振区域外であります。飲食店の駐車場ということであり、現GLまで碎石をひくということによって周辺に与える影響はないと思います。周辺はバイパス通りでありまして、住宅も増えております。荒廃農

	<p>地も確認できますが、下限面積が廃止されるということで、農業者以外の方が家庭菜園をしたいという話もありますので、地域が良くなるのではないかと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから、討議に移らせて頂きたいと思います。何か、ご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。</p>
	(何ものなし)
議長	<p>ないようです。お諮りいたします。番号1の案件の許可申請案件について「許可相当とする」ことに、ご異議は、ございませんか。</p>
一同	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請5案件につきましては、「許可相当とする」ことと決定し、県へ意見書を送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第5 議案第7号 農地法第5条の規定における許可申請について、事務局からの説明を求めます。</p>
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長どうぞ。
事務局長	<p>議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、4案件の説明をさせていただきます。議案書の4ページをお願いします。この5条申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号1です。</p> <p>転用場所は、脇町大字猪尻字 [REDACTED]。地目は、畑。面積は、557㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。</p> <p>資材置場の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。申請人は、土木建築業を営んでおり、建築資材等の資材置場が不足している状況から申請に至ったものです。現に保有する資材は、議案書記載のとおりです。造成計画としまして、約10センチ程度表土をすきとり、整地します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、脇町小学校の北東、約50mに位置する農振農用地指定外の白地であります。農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>次に、番号2です。</p> <p>転用場所は、脇町大字北庄字 [REDACTED]。地目は、田。面積は、1,749㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。</p>

	<p>フィット法による低圧太陽光発電施設の設置に伴う、20年間の地上権設定による転用申請です。造成計画としまして、現状地盤のまま、砕石15cmを敷設し、転圧を行いません。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、脇町インターチェンジの北西約1kmに位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>次に、番号3、番号4については、申請は異なりますが、譲渡人・譲受人、内容も同じですので、一括して説明いたします。</p> <p>番号3の転用場所は、穴吹町三島字 [REDACTED]。地目は、すべて、田。面積は、合わせて、1,738㎡であります。</p> <p>番号4の転用場所は、穴吹町三島字 [REDACTED]。地目は、田。面積は、795㎡であります。譲渡人は、[REDACTED]。譲受人は、[REDACTED]であります。</p> <p>2件とも、非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。計画としまして、除草後、現状地盤のまま、整地します。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。番号3の申請地は、三島会館の [REDACTED] に位置する農地であります。番号4の申請地は、三島会館の [REDACTED] に位置する農地です。申請地のすべて、農振農用地指定のある農地であります。既に農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法 第5条の規定による許可申請について、4案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1は、17番・藤岡委員さんお願いします。</p>
17番 藤岡 由信 委員	<p>17番・藤岡です。21日に現地確認させてもらいました。譲受人が知人であり、以前よりこの計画を知っておりました。事務局の説明通り、資材置場ということでなんら問題があるところはありません。十分なる審議をいただきたいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号2は、9番・河野委員さんお願いします。</p>
9番 河野 耕八 郎委員	<p>9番・河野です。今週の火曜日の朝に現地確認して参りました。以前にも、土地改良区の水路の関係がありまして、現地を確認したことがありますけれども、以前はハウス施設の一部であったと思います。近隣に対しても迷惑がかかることもなかろうかと思っておりますので、十分な審議をよろしく願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>番号3、番号4は、2番・谷委員さんお願いします。</p>
2番 谷 富廣委員	<p>2番・谷です。2月20日に現地確認して参りました。なんら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから、討議に移らせて頂きたいと思ひます。何か、ご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。</p> <p>7番・河野委員さん。</p>
7番 河野 弘彦委員	<p>7番・河野です。今回、資材置場という転用計画で申請が出ていますが、資材置場という計画で申請を出されてくる業者さんがある程度絞られるかと思うのですが、過去に資材置場で転用された案件をその後の調査していないのでしょうか。</p>
事務局長	<p>河野委員さんからのご質問ですが、過去にどれだけ申請されたかの調査は行っていません。資材置場として完了したかの確認はしておりますが、何件だされたかの調査は行っていません。</p>
7番 河野 弘彦委員	<p>今回の件は大丈夫なんですけど、過去3年間くらいで資材置場として転用された案件で、適正に資材置場として利用されているか調査すべきではないでしょうか。例えば、資材置場として転用され、ある一定の年数がたった後、宅地へと転売されていないかの調査も、我々必要ではないかと思われまひます。</p>
事務局	<p>資材置場への転用申請の際、事業計画書に、過去10年間に受けた転用許可状況を記入する箇所があります。</p>
事務局長	<p>補足ですが、資材置場への転用につきまひては、工事完了の報告を出していただいて、6ヶ月間は工事完了証明書を発行しないこととなっております。ただ、この6ヶ月を超えてしまうと、地目変更を行うと考えられまひますので、その後の調査については難しいと考えまひます。</p>
7番 河野 弘彦委員	<p>申請から許可までを2ヶ月として、それとと工事完了から6ヶ月間の間で、8ヶ月間で資材置場として転用するのはよいということですね？私が言ひたいのは、その人が過去3年の間くらいで、資材置場として年1回ずつ転用して許可してひたのでは、資材置場が多くないですかと市民から言われ、農業委員はなにをひてるんだと言われなひかと心配してひます。資材置場の面積は適正ですか、前に転用した資材置場は適正に利用されてひますか、ということをお過去3年くらいは調査すれば、適正な転用が出来ると思ひておひます。</p>
事務局長	<p>先ほど事務局員より説明させてひたひたとおひ、申請に当たって事業計画書を添付してひたひたおひますが、そのなかに過去10年間資材置場と</p>

	して許可を受けた、許可番号、年月日、転用場所、転用目的や完了しているのかを記載していただく必要がございます。これをもとに完了していなければ、進捗状況の内容によっては、新たな許可は出ないようになっております。
7番 河野 弘彦 委員	農業委員会に要望したいのは、一つの会社が資材置場を3カ所も4カ所も持っているのはおかしいのではないかと、そのうちそれらが宅地分譲されるのであれば、ちょっとおかしいのではないかと、ちよくちよくそんな声が聞こえてきます。それを受けて、農業委員会が適正な判断をしているのかという目で見られますので、申請者が過去に提出された資材と重複していないのかというのを確認するために、過去5年くらいほしいのですが、過去3年くらいを目安として、他に資材置場として転用されていないのか、資材が申請ごとに重複していないのか、確認した方がいいかと思います。土建屋さんが資材置場するのであればわかりますが、不動産屋さんが資材置場に転用するという計画となった場合には、問題があるのではなかろうかと思います。そのように思いますので、今後の検討課題としていただきたいと思います。
事務局長	7番・河野委員さんからのご提案ですが、現時点で詳細には申し上げられませんが、今後の検討課題といたしまして、県との協議をもってまいりたいとおもいます。
議長	ただいまの案件でございますが、許可案件の追跡調査と言うことになりますので、農業委員会としては難しいところもございます。農地パトロール等において地域でそのような声がありましたら、事務局にご報告をお願いします。 そのほかで、何か、ご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。
	(何ものなし)
議長	ないようです。お諮りいたします。番号1から番号4の4案件の許可申請案件について「許可相当とする」ことに、ご異議は、ございませんか。
一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請4案件につきましては、「許可相当とする」ことと決定し、県へ意見書を送付いたします。
議長	次に、日程第6 議案第8号 非農地証明願について、事務局からの説明を求めます
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長どうぞ。
事務局長	議案書 5ページをお願いします。 番号1です。

	<p>申請場所は、美馬町字 [REDACTED]。地目は、すべて畑。詳細は、記載のとおりです。面積は、合わせますと、1, 078㎡となります。申請者、[REDACTED]より、非農地証明願が提出されております。</p> <p>申請農地は、美馬郵便局の [REDACTED]に位置する農地です。昭和52年12月に隣接する宅地に居宅を建築した際、農地転用許可が必要であることを知らずに、[REDACTED]に地番をまたぐ形で建築が行われたものです。</p> <p>また、[REDACTED]についても、当時から進入路及び、駐車場として利用していたとのことであります。申請者から提出されました日本地図センター発行による平成9年撮影の航空写真からも、当時から既に宅地、進入路、駐車場として利用されていたことが確認できます。また、農林課において、農振農用地指定のない農地、白地であることを確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断がされます。</p> <p>次に、番号2です。</p> <p>申請場所は、脇町新町字 [REDACTED]。地目は、すべて、田。詳細は、記載のとおりです。面積は、合わせますと、1, 007㎡となります。申請者、[REDACTED]より、非農地証明願が提出されております。</p> <p>申請農地は、うだつアリーナの [REDACTED]に位置する農地です。昭和59年に、[REDACTED]の宅地に建っていた居宅を、[REDACTED]の農地に、曳き家工事を行って移設し、元々の宅地に、店舗を新築したものです。その際、あわせて、[REDACTED]の農地についても、店舗の駐車場として利用を始めたとのことであります。このことにより、2筆の農地が許可を受けずに宅地として利用されたものであります。申請者から提出されました日本地図センター発行による平成8年撮影の航空写真からも、当時から既に宅地、店舗駐車場として利用されていたことが確認できます。また、農林課において、農振農用地指定のない農地、白地であることを確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断がされます。</p> <p>非農地証明願につきましては、以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。</p> <p>番号1は、13番・田中委員さん、お願いします。</p>
13番	<p>13番・田中です。2月13日に現地を確認したところ、事務局の説明通</p>

田中 耕治 委員	りとなっております。審議のほどよろしくお願いたします。
議長	ありがとうございました。 番号2は、11番櫻間委員さんですが、欠席ですので、事務局より報告を求めます。
事務局長	櫻間委員より、「2月14日に事務局と現地を確認しましたが、問題のあるところはありませんでした。」との、ご報告をいただいております。以上でございます。
議長	ご報告、ありがとうございました。 それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
	(何ものなし)
議長	ないようです。 お諮りいたします。「非農地証明を発行」することに、ご異議、ございませんか。
一同	(異議なしの声)
議長	異議が、無いようです。よって、議案第8号 非農地証明願、2案件については、「非農地証明を発行」することと決定いたします。
議長	次に、日程第7 議案第9号 令和4年度第11期美馬市農用地利用集積計画についてです。このことにつきましては、農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地利用関係調整の結果、利用権認定等促進事業の実施が認められましたので、市長に要請するもので、これは諮問でございます。 お手元にお渡しをしております資料のとおり、 ・新規の利用権設定面積は、17,288㎡、 ・更新の利用権設定面積は、14,632㎡です。 ・利用権設定筆数は、34筆、 ・利用権を設定する件数、延べ14件、 ・利用権設定を受ける者・組織は、9件です。 以上の計画は、18条第3項の、各要件を満たしております。 ご意見、ございませんか。
	(何ものなし)
議長	お諮りいたします。 議案第7号 令和4年度第11期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとして、よろしいか。

一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。
議長	次に、日程第8 議案 第10号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書発行願について、農林課の佐古事務副主任より説明を求めます。
佐古事務副主任	<p>農林課の佐古です。よろしくお願ひします。</p> <p>議案第10号について、私から説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。</p> <p>まず資料の差し替え及び資料訂正があります。</p> <p>1つ目は資料の差し替えです。本日審議いただく「議案第10号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書発行願」については事前に配布しておりました、32件73筆分に加え、本日新たに脇町2件2筆を加えた計34件75筆について御審議いただきたく資料「農用地利用計画変更一覧(追加提案2件2筆)」「令和4年度第2回美馬市農業振興地域整備計画」を配付しております。本日2件2筆提案した理由は、令和5年2月13日に開催された「第6回美馬市土地利用対策会議」で農振除外承認保留になっていましたが、追加資料提出及び徳島県との協議結果を踏まえ、2月20日に追加承認されたため、急遽今総会にお諮りしました。</p> <p>2つ目は資料訂正です。訂正箇所は事前にお配りしてある「議案第10号 農用地利用計画変更一覧」6ページ目受付番号11番の土地所有者名が「 」様と記載されていますが、正しくは「 」様です。訂正をお願いします。</p> <p>今回、ご意見を頂くのは、令和4年11月に受付をいたしました、除外申出に係る農業振興地域整備計画の変更についてでございます。農用地区域内の農地は、農地法第4条及び第5条によりまして、農地転用の制限がなされており、農地転用の申請をする場合は、事前に農用地区域からの除外が必要となります。</p> <p>今回農業委員会からご意見をいただきますものは、令和4年11月に受付をいたしました。合計34件、75筆。合計面積：46,535.25㎡の土地についてでございます。</p> <p>委員の皆様方には、本日の総会に先立ちまして、議案書とともに農用地利用計画変更一覧表と住宅地図及び航空写真をお配りさせていただいております。なお資料については総会終了後回収させていただきます。後ほどの案件説明の際は配布資料地図を確認よろしくお願ひします。内容につきましては、ご承知いただけていると思っておりますので、概略と主立った案件8件及び本日お配りした</p>

2件計10件についてご説明させていただきます。

地域の内訳としましては、美馬町から5件、6筆。脇町から21件、57筆。穴吹町から6件、8筆。木屋平から2件、4筆となります。

理由別の内訳としましては、「住宅（共同住宅、建売分譲住宅を含む）」が、5筆。「商業、サービス業、レジャー施設」が、2筆。「駐車場および資材置場」が、7筆。「植林」が、3筆。「その他（太陽光発電施設、進入路等、山林）」が、58筆となっております。

主立った案件8件及び本日お配りした2件の計10件について、説明させていただきます。

事前にお配りさせていただいておりました「農用地利用計画変更一覧表」と「参考資料」をご覧ください。

まず、1件目、変更一覧表7ページ目、参考資料101、101、102ページ目、穴吹地区6番の[REDACTED]について、所有者は穴吹町在住で、農業をする予定もなく、所有者の孫夫婦が新居建築するため除外申請がありました。なお除外面積は450㎡以内であることを土地利用計画図で確認しております。

続いて、2件目、変更一覧表7ページ目、参考資料66、67、68ページ目、脇町地区15番の[REDACTED]について、所有者が高齢で大阪府在住であり、後継者もおらず、農業を継続することが困難となっています。転用者に長年申請地の管理を任せており、転用者は申請地西側隣接地で自動車販売兼修理工場を経営しており店舗スペース拡張するため、除外申請に至りました。進入路は転用者の所有地である西側から進入可能です。

続いて、3件目、変更一覧表6ページ目、参考資料51から56ページまでの、脇町地区11・12番の[REDACTED]について、転用者は、申請地近辺で工場経営されている[REDACTED]です。既存駐車場は倉庫となるため、新駐車場を65台分確保していますが、従業員210名分には達しておらず、今従業員用駐車場を確保するべく、当該申請地が農地として利用されておらず、今後も土地所有者は農地利用することもできないため、転用者と売買契約を締結し転用後駐車場とするためとして、除外申請に至りました。

続いて、4件目、変更一覧表1ページ目、参考資料11、12、13ページ目、美馬地区4番の[REDACTED]について、利用者は申請地隣接地で砂利採取及び建設資材販売等の事業をされている[REDACTED]です。利用者は申請地隣接3筆で事業を行い、既存事業敷地では資材置場が不足しており、所有者が高齢で今後農業をすることが困難のため除外申請に至りました。1種農地ではありますが、申請地隣接3筆計5797㎡で利用者が事業している

ことを土地の賃貸借契約書及び事業計画書等で確認しているため、申請地面積 1 1 7 9 m²農振除外は「農地法施行規則第 3 5 条第 5 号」既存の施設の拡張は 2 分の 1 以下のため、不許可の例外と確認しております。

続いて、5 件目、変更一覧表 1 ページ目、参考資料 5, 6, 7 ページ目美馬地区 2 番の [REDACTED] について、申請地は 2 0 年以上耕作されておらず、現況が山林化しており、農地へ復旧するのが困難な状態であります。申請者は地目を現況どおりの、「山林」に変更したいと考え、除外申請に至りました。なお、農振除外手続完了後は、農業委員会へ「非農地証明」を申し出る予定であるとお伺いしております。なお申請地に隣接している土地の登記地目が「山林」ではありません。これは「徳島県農地関係事務処理要領」にある「少なくとも申請地の一方が山林等に接していること」に該当するのか、徳島県西部総合県民局農村保全担当協議したところ、この「山林」は現況で判断するため、今回 2 筆申請の場合は 1 筆が少なくとも現況が山林化している土地に接していればよいと結果になりました。

続いて、6 件目、変更一覧表 9 ページ目、参考資料 1 0 6, 1 0 7, 1 0 8 ページ目、木屋平地区 2 番の [REDACTED] について、4 1 3 m²のうち 2. 2 5 m²除外申請となっています。利用者は [REDACTED] であり、変更目的は携帯電話基地局の設置となっております。総務大臣の認定を受けた携帯電話基地局の設置については、当該農地を除外せずに設置することが可能となっており、農業上の土地利用との面積の調整のための除外となっております。

続いて、7 件目、変更一覧表 9 ページ目、参考資料 9 8 から 1 0 5 ページ目、木屋平地区 1 番の [REDACTED] について、申請地は 2 0 年以上耕作されておらず、現況が山林化しており、農地へ復旧するのが困難な状態であります。申請者は申請地を「徳島県版保安林」に申請する際、森林法第二条にて農地にある立木竹は除くとされているため、申請地が農地でないことの証明として農業委員会へ「非農地証明」を申し出るため、農振除外申請に至りました。

続いて、8 件目、変更一覧表 2 ページから 4 ページ、参考資料 2 7 から 3 4 ページ目、脇町地区 4 番 5 番の [REDACTED] について、土地所有者は異なりますが、申請地を一体として利用するためまとめて説明します。利用者は [REDACTED] [REDACTED] です。変更目的は太陽光発電施設の設置です。なお除外総面積は 6 6 7 0 m²になりますが、都市計画法に基づく「開発行為」にはあたらないことを徳島県西部総合県民局県土整備部企画担当に確認しております。進入路については市道を利用します。なお事業計画書や土地利用計画図で市道や赤線をまたぐようになるため、除外手続完了後、転用申請時に本市監理課と協議開始す

ることを確認しております。

以上主立った案件8件の説明を終了します。

最後に本日配布した2件について説明します。

1件目、「農用地利用計画変更一覧（追加提案2件2筆）」1ページ目、参考資料1ページ、2ページ、3ページ目、脇町地区1番、XXXXXXXXXXについて、利用者はXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXです。進入には市道を使用しますが、申請地と市道の間に農地があるため、通行同意を得ることに時間がかかりましたが、令和5年2月17日に通行同意が得られた旨、報告がありました。転用申請時には通行同意が得られたことが分かる書類を提出するように説明しております。

2件目、「農用地利用計画変更一覧（追加提案2件2筆）」1ページ目、参考資料4ページ、5ページ、6ページ目、脇町地区2番、XXXXXXXXXXについて、土地所有者が農地を維持することが困難になり、利用者家族が新築住宅を建築するため、除外申請に至りました。なお除外申請面積が「716㎡」と、一般住宅の転用面積の時は、450㎡とされているため、徳島県西部総合県民局農村保全担当と「土地利用計画図」及び事業計画書を提出し協議したところ、「716㎡」全面積転用の見込みありと確認しました。

以上でございます。

全申請34件につきましては、令和5年2月13日に開催した、（関係部署の部長等で構成されております）第6回美馬市土地利用対策会議において、除外に伴う審議を行い、農用地区域からの除外を了承することを市長へ報告しております。

今後の作業経過といたしましては、今回の農業委員会からの意見をいただくと同様に、関連いたします土地改良区、美馬農業協同組合等、各種関係団体へ農振除外についての意見聴取依頼をしており、回答がまとまり次第、県へ事前協議書を提出いたします。県より事前協議の同意が得られましたら、縦覧期間として30日間、異議申立期間として15日間の期間を設けることとなります。

以上の法的事務処理期間が経過した後に、県へ除外の最終認可申請を提出し、県より最終の除外変更同意を得て、除外手続きの完了となります。除外完了後に、農地転用申請が挙がってくることになるので、農業委員会には農地法に基づきご審議いただくことになると思います。

除外についての意見聴取は、転用の可否を審査するものではなく、農業振興を図るべき土地、地域から除外することについてのご意見をいただくものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長	<p>ご説明、ありがとうございました。</p> <p>それでは、討議に移らせて頂きたいと思います。</p> <p>何か、ご意見、ご質疑は、ございませんでしょうか。</p> <p>7番・河野委員さん。</p>
7番 河野 弘彦 委員	<p>追加資料の2番ですが、貸し出していた一体の農地であって、残された農地の面積が小さいので宅地にされるのを待っているかと思われませんが、その判断はどうされますか。また、西赤谷の案件で、駐車場にするとのことですが、工場の従業員の数が多すぎて、朝と夕方の出退勤に道が大変混雑することです。申請場所は、広い道が片側にありますが、200台以上通るのであれば、少し狭いように感じます。残された農地もありますので、その道を拡幅してもらうような事業計画をしていただければ、周辺の住民が安心した生活が送れるのではないかと思います。よろしく願いいたします。</p>
佐古事務副 主任	<p>追加資料の2番ですが、隣接農地は所有者が同じ方となります。この農地に進入する道を残すということを事業計画書の中でも書いていただいております。西赤谷に関してですが、今回お諮りしているのは、農業振興地からの除外ということですので、農林課で道を拡幅するというのは難しいと考えられますが、転用者に対して渋滞対策をどうするのかをお伝えしようと思います。</p>
9番 河野 耕八 郎委員	<p>木屋平の案件ですが、保安林に編入するということですが、県の指導でこうなっているのでしょうか。境界はきちっとできているのでしょうか。</p>
佐古事務副 主任	<p>現地は山林化しており、ゼンリンの地図等でも詳細な位置が確定出来ないため、申請者の立会いの下、現地の位置を確認して写真も撮影しております。</p>
9番 河野 耕八 郎委員	<p>もし、隣が農地だった場合、木を伐採したときなどに保安林の解除の手続きが出てきまして、この解除は一旦指定されてしまったら取り消すのがむずかしくなってきます。下から木が生えてきた場合に大変になるため、境界はしっかり確認してください。それから、保安林の目的はなんでしょう。農地をつぶしてまで緊急性があるのか、県の見解を教えてください。</p>
佐古事務副 主任	<p>県の見解はこの場では不明ですが、申請地は完全に山林化しており、地目だけが農地で残っている状況です。</p>
9番 河野 耕八 郎委員	<p>周辺に農地が残っていた場合、問題になってきます。県の方もきちっと境界を決めて、保安林として指定した場合は責任を持ってやっていただかないと農業に支障が出てきます。山林とかも切り開いて農業して食糧自給率をあげないと、万が一の場合、日本人は餓死します。</p>
議長	<p>ほかになにかありますか。8番・尾方委員さん。</p>

8番 尾方 隆子 委員	6番と14番ですが、所有者が以前買われた農地で、草を刈ってほしいという連絡を近所の方から受けている。これはどうしたらいいでしょうか。
佐古事務副 主任	事業計画は、太陽光発電施設となっておりますが、申請書類には被害防除計画もありまして、年数回の草刈りを実施するという事になっております。そのため、ご相談いただけたら事業者の方に、計画を遵守するようにこちらからお伝えします。また、管理のお願いについては、申請地に対しては言うことが出来ますが、他の土地に対しては難しいと考えられます。
議長	ほかになにかありますか。 7番・河野委員さん。
7番 河野 弘彦 委員	これは要望なんですけど、木屋平2番の案件ですが、申請地の真ん中に公共の道が走っていると見受けられますが、美馬市内において道路を挟んでいるのに、地番が同じ土地が多々あります。ここもそうなんですけど、周辺にも同じようなところがあると思われまますので、監理課に適正な対処をしてもらえるように要望してもらえませんか。
佐古事務副 主任	担当者に、農業委員さんより要望があったことを伝えます。
議長	よろしいですか。 ほかにありますか。 ただいまの意見については、県ないし担当課へ報告をお願いしたいと思います。 お諮りいたします。 農業振興地域整備計画の変更について、「適正と認める」ことに、ご異議は、ございませんか。
一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第10号 「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書発行について」は、「適正と認め同意する」と決定します。 佐古事務副主任、元の席にお戻り下さい。
議長	次に日程第9 報告事項 農地改良届について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長どうぞ。
事務局長	それでは、報告事項の農地改良届につきましてご説明いたします。 議案書6ページをお開き下さい。

	<p>番号1です。</p> <p>令和5年2月13日に、申請人、[REDACTED]、農地改良届が提出されました。このことに伴い、2月14日、事務局と7番、河野委員で現地確認を行ないました。申請地は、美馬市脇町[REDACTED]。地目は、田。面積は、276㎡で、江原南小学校の[REDACTED]に位置する農地であります。</p> <p>申請内容は、現況の高さから、耕作土により、約30cmの嵩上げを行います。また、東側宅地との隣接境界には、土留めコンクリートブロックを設置します。農地改良後は、季節野菜の作付けを行うという計画でござす。また、7番・河野委員からも、適正な農地の改良と認められるとの、ご見解をいただいております。</p> <p>以上で、事務局から、農地改良届についての報告を終わります。</p>
議長	次に、その他について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長 挙手)
議長	事務局長どうぞ。
事務局長	<p>2点ございます。</p> <p>まず、1点目として、昨年、10月27日に開催されました第10回総会の4条審議において、穴吹町三島[REDACTED]の農地にスギ・ヒノキの植林を行うという転用申請がありましたが、周辺農地に与える影響が大きいとして、不許可相当と決定し、県へ意見書を送付した案件に係るご報告となります。県においても、周辺農地に与える影響が大きいと判断がされ、令和5年1月26日付け、「不許可」と決定されましたので、ご報告をいたします。</p> <p>次に、2点目として、委員の皆様のお手元にお配りしております、告示の写しについての説明となります。皆様、ご承知のところでございますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条が成立されたことにより、本年4月1日より、農地法第3条の許可要件の一つである「下限面積の廃止」が決定しております。</p> <p>当委員会では、平成21年に「別段の面積を定める」告示を行ない下限面積について運用してまいりましたが、この法律に基づき、令和5年2月15日付、美農委告示第3号において廃止する告示をお行ないましたので、ご報告いたします。また、「下限面積の廃止」については、広報みま3月号に掲載予定でありますので、市民や農家の皆様からお問合せなどがございましたら、ご対応下さるようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

議長	以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。 これもちまして、令和5年 第2回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。次回の総会は、3月24日金曜日、午後2時からの開催予定です。 大変お疲れ様でした。
----	---

美馬市情報公開条例第7条第1項1号及び5号、6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。